府県名	工場鉱山名	名称	実施年月日並動機	会旨又ハ目的	職能	組織	委員ノ選挙資格	会議	備考
京都	鐘淵紡績株式会社京都支店	職工懲罰委員会	実施 明治四十五年一月 動機 自発的	職工ノ懲罰事ヲ把テ審査シ適当ノ処分ヲ為シ以テ職工側ノ誤解ナカラシメンコトヲ期トス	委員ハ職場ニ於ケル当該事件ヲ調査シ其ノ程度ヲ協議決定シ工場長ニ報告スルモノトス	委員長一名 会社側委員二名 職工側委員二名 委員長ハ工場長指名	会社側委員ハ社員互選 職工側委員ハ男子ヨリ職工ノ選挙ニ依リ被選挙権者 [illegible]	会期 必要ニヨリ	労働者 三、五〇〇名
大阪	横河橋梁製作所大阪工場	組長会	実施 大正八年十二月 動機 会社自発的	労資ノ協調ヲ目的ニ資ス (諮問機関) (協議機関)	会社ハ経営上ノ重要事項ヲ除ク外諸般ノ重要事項ニ付テ意見ヲ求ムルコトアリ組長ハ其ノ他ノ事項ニ付キ決議ヲ為ス	指名委員約十名 組長委員約二十名	指名委員ハ会社ノ重役中ヨリ指名ス 組長委員ハ職工側トシテ各組長之ニ当ル	会期 毎月一回 議事制	労働者 三四六名 労資協調ノ目的ヲ以テ特設シタルモノニシテ組長委員ハ選挙ニ依ラス
大阪	日本橋梁株式会社	懇親会委員会	実施 大正八年九月一日 動機 会社自発的	共済、親睦並会社ノ繁栄ニ資スルコト	会員ノ事業ニ関スル事項ニ付テハ協議ノ上委員長ヨリ会社ニ申出ツ 会社ニ於テモ団体ヲ認メ委員会ニ諮詢セル事項ハ協議ス	選出委員十二名 委員長ハ委員中ヨリ互選	選挙資格被選挙資格ニ制限規定ナシ	会期 必要ニ応シ会合ス	労働者 一五〇名 従業者全部ヲ以テスル共済団体
大阪	大阪鉄板製造株式会社	懇親会委員会	実施 大正八年九月 動機 会社自発的	仝上	仝上	仝上	仝上	仝上	労働者 一〇〇名 日本橋梁株式会社ト経営者ヲ同一ニシ組織モ同様ノ団体
大阪	安治川鉄工所	職心会委員会	実施 大正八年十月十日 動機 会社自発的	自己ノ修養ヲ計リ労資ノ協調ヲ期シ [illegible]	労資双方ノ [illegible]	職工長 [illegible] 選出委員 [illegible]	職工長ハ [illegible] 選出委員ハ職工ヨリ選挙ス [illegible]	会期 [illegible]	労働者 [illegible] 名 [illegible]
大阪	藤永田造船所本工場	職工組合	実施 [illegible] 動機 [illegible]	労働者ノ [illegible]	工場ニ関スル事項ニ付其ノ主旨ヲ会社ニ具申シ [illegible]	委員 五名 [illegible]	一ケ年以上勤続者 [illegible]	必要ニ応シ開催ス	労働者 [illegible] 名 [illegible]